

サーキュラーフィールド OSAKA 事業者公募に係る質問及び回答（第 1 回目）

大阪府 環境農林水産部
循環型社会推進室 資源循環課

以下に記載の関係資料名について、サーキュラーフィールド OSAKA 事業者公募要領は「公募要領」、事業用定期借地権設定契約のための覚書（案）は「覚書（案）」、事業用定期借地権設定契約公正証書（案）は「公正証書（案）」と記載します。

質疑番号	ページ	質 問	回 答
1	公募要領 P3.2(2)	当該土地は、工場立地法における国家戦略特区制度（緑地面積の緩和など）の対象となっていますか。なっていない場合、今後、認定を受ける予定はありますか。	公募要領P23に記載の堺市産業振興局産業戦略部イノベーション投資促進室にお問い合わせください。
2	公募要領 P3.2(3)②エ	各ポンド沿いに設置されている既設の雨水用の側溝は使用可能でしょうか。	雨水については、公募要領P3.2(3)②エに記載のとおりです。
3	公募要領 P4.2(3)②カ	1区画の契約電力が1,000kw以内の事業計画について、隣接する複数区画を取得した場合は、1,000kw×2区画で全体として2,000kwが上限となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
4		堺港変電所からの配線工事が必要で、工事期間は約3年半とありますが、AポンドおよびFポンドどちらにも適用される内容でしょうか。使用電力量によっては、工事期間短縮もありえますか。	・A及びFポンドどちらにも適用されます。 ・公募要領に令和6年8月時点で、府が関西電力送配電株式会社に照会を行った際の回答を記載しています。必要に応じて、公募要領P24に記載の関西電力送配電株式会社南大阪配電営業所へお問い合わせください。
5	公募要領 P4.2(3)②ケ	今後、AポンドまたはFポンドの周囲に開発道路が延伸される予定または可能性はありますか。	開発道路を延伸する予定はありません。また、開発道路に接しない車両出入口は設置できません。
6	公募要領 P4.2(3)②コ	開発道路に接するように車両出入口を設置した上で、別の車両出入口を新たに設けることは可能でしょうか。	
7		開発道路に接する敷地面以外での出入は不可とのことですが、今後の開発道路の敷設を見越して、当該敷地面に出入口をあらかじめ設けることは可能でしょうか。	
8	公募要領 P5.2(3)②シ	A-1区画の敷地の一部が丘状に盛り上がっている箇所がありますが、土砂でしょうか。	公募要領P5に記載のとおり、全て現状有姿で引き渡しますので、掘削等により処分が必要となる産業廃棄物（産業廃棄物混じりの現地発生土を含む。）が出た場合は、事業者の負担により適正に処分を行ってください。
9		現地説明会にて、Fポンドの土砂の覆土厚は50cm以上確保しているものの、具体的な覆土厚の詳細は不明との説明がありました。Fポンドについては一切掘削等できないということでしょうか。	公募要領P5に記載のとおり、覆土厚が50cm未満となるような掘削等を行うことはできません。
10		沈下のおそれがあるため、打設を伴わないベタ基礎施工ということですが、1～6tonレベルの設備を組み合わせた設備の建設は可能でし	公募要領P5に記載のとおりです。盛土や施設の設置等による増加荷重は、概ね 20kN/m ² 以下としてください。

		ようか。	
11		F ポンドの地盤沈下について、今後、敷地内に立地される建物への影響はどれくらいあるでしょうか。	公募要領P6に記載のとおりです。公募用地は産業廃棄物最終処分場の跡地であり、設置する施設の規模や構造によっては沈下のおそれがあります。
12	公募要領 P8.3(3)	A ポンド東側の泊地について、応募事業に係る船舶の離発着で利用することは可能でしょうか。	当該泊地は利用できません。
13	公募要領 P12.4(2)	貸付料・隣接複数区画応募の優位性に関する選定基準について、当該評価は応募者間での相対評価による点数付になるでしょうか。あるいは、応募金額自体に基づいた絶対評価によるものでしょうか。	公募要領P12に記載のとおりです。
14	公募要領 P16.6(4) 覚書（案）及び 公正証書（案） 第10条	親子会社のグループ企業形態において、公募の趣旨に沿った事業を行うのは子会社だが、応募及び土地の契約並びに主要建物の建築と所有を親会社の名義で行うということは可能でしょうか。	・親会社の名義で応募を行うことは可能ですが、公募要領P16.6(4)の応募書類のうち、ク、ケ、サからツについて、親会社だけでなく、子会社の資料も合わせて提出してください。 ・事業予定者決定後、覚書（案）第10条により、子会社が本件土地を占有することなどについては、大阪府の事前承諾が必要となります。
15	公募要領 P19.7(4)	事業選定後から基本協定締結前までの間での辞退に対してペナルティはないでしょうか。	公募要領P19に記載のとおりです。公募要領P17.6(4)①コ辞退届（様式9）を速やかに提出してください。
16	公募要領 P21.8(5)③ 覚書（案）及び 公正証書（案） 第3条	公募要領によると、契約期間20年とあります。契約できて20年後の再契約する場合は、許可の更新等の内容について、また、手続き等はどのような事柄があるか、どういった手続きが必要になるのでしょうか。	現時点でお答えできることは、覚書（案）及び公正証書（案）第3条第2項に記載のとおり、本件借地権は借地期間満了（20年）により消滅し、本契約は更新されないものとなっています。なお、公募要領P21に記載のとおり、借地期間満了（20年）までに再契約について大阪府と協議することができます。
17	公募要領 P21.8(5)④	最低貸付料 774 円/㎡/年の設定根拠は何でしょうか。	大阪府公有財産規則に基づき設定しています。
18	公募要領 P21.8(5) 覚書（案）及び 公正証書（案） 第2,10,11条	建屋建設時に建設資金の外部借入をした場合、建屋への担保設定が想定されます。そうすると借地権にも効力がおよぶことが想定されますが問題ないでしょうか。	・覚書（案）及び公正証書（案）に記載のとおり、本件土地は応募事業に係る施設用地として使用するものであり、第三者に借地権や建物を譲渡することを制限しています（覚書（案）及び公正証書（案）第2条、第10条、第11条をご参照ください） ・このため、建物に抵当権を設定されることや、その抵当権の実行に伴い、建物の所有権及び土地の借地権が移転することは想定していません。
19	覚書（案）及び 公正証書（案） 第8条	貸付料は、毎年度改定ができるとありますが、甲の定める貸付料算定基準の内容は開示可能でしょうか。また、改定時に甲乙の事前相談などはあるでしょうか。	覚書（案）及び公正証書（案）第8条に記載のとおりです。